

令和3年度国民健康保険税の改正にご理解をお願いします

国の税制改正により、国民健康保険税の軽減基準額が変更になります。

■ 軽減基準額の見直しについて

国民健康保険税では、前年中の所得が一定の基準以下の世帯に対して、均等割と平等割を軽減する制度があります。

令和3年度から、軽減判定の基準額を計算する際に参照していた住民税の基礎控除の額が、33万円から43万円に引き上げられました。また、給与所得や年金所得の控除が10万円引き下げられたため、不公平とならないよう、世帯に2人以上これらの所得の控除を受けた被保険者がいる場合には、2人目以降につき1人当たり10万円ずつ基準額が加算されることとなります。ただし、世帯主及び被保険者に所得未申告の方がいる場合は、軽減措置の対象になりませんので、必ず所得の申告をお願いします。

※7月中旬発送予定の納税通知書は、6月中旬時点で把握している所得を基に計算します。

【改正前】（令和2年度）

軽減割合	軽減判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円 + (被保険者数 × 28万5千円) 以下
2割	33万円 + (被保険者数 × 52万円) 以下

【改正後】（令和3年度）

軽減割合	軽減判定所得
7割	43万円以下
5割	43万円 + (被保険者数 × 28万5千円) 以下
2割	43万円 + (被保険者数 × 52万円) 以下

* 軽減判定所得とは、世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額などを指します。

* 65歳以上の公的年金受給者の方は、年金所得から15万円控除した金額で判定します。

* 令和3年度は、給与所得及び年金所得控除を受けた被保険者が2人以上いる場合、その数から1を引いた数 × 10万円が基準額に加算されます。

【例】 2人世帯（事業所得者のみ）の場合

7割軽減 43万円以下

5割軽減 $43万円 + (28万5千円 \times 2人) = 100万円以下$

2割軽減 $43万円 + (52万円 \times 2人) = 147万円以下$

3人世帯（給与所得者2人、年金所得者1人）の場合

※給与所得者と年金所得者があわせて3人いるため、10万円 × 2が基準額に加算されます。

7割軽減 $43万円 + (10万円 \times 2人) = 63万円以下$

5割軽減 $43万円 + (28万5千円 \times 3人) + (10万円 \times 2人) = 148万5千円以下$

2割軽減 $43万円 + (52万円 \times 3人) + (10万円 \times 2人) = 219万円以下$

■ 国民健康保険にご加入の方へ 所得の申告をお願いします

国民健康保険に加入している場合、国民健康保険税額や前期高齢者（70歳～74歳の方）の自己負担割合、高額療養費の自己負担限度額を正しく算出・判定するために、所得が無い方（遺族年金・障害者年金などの非課税所得のみの方も含む）についても必ず申告が必要です。

なお、住民税申告に関しては、課税課までお問い合わせください。

■ お問合せ 保険年金課 ☎0297(21)2187 課税課 ☎0297(21)2213